

## 個別出願資格審査要項

この要項は、出願資格[9]，[10]，[11]により出願しようとする者について、出願資格の有無についての審査を申請する手続きに関するものです。

[9] 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

\* 大学院に早期入学した者を示します。

[10] 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、2025年3月31日までに22歳に達しているもの

\* 短期大学・高等専門学校の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者等、大学卒業資格を有していない者を対象としています。

[11] 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

1. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
2. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

これに該当する者は、出願資格審査願及び必要書類を、所定の期限までに本研究科教務グループへ提出してください。

### 1. 提出書類

- (1) 出願資格審査願（本研究科所定用紙）
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 返信用封筒（長形3号の封筒に送付先を明記し、460円分の切手を貼ってください。）
- (4) 「大学を卒業した者と同等以上の学力があると考える理由」を基礎づける資料

(例)

- ・ 専門技能の資格等がある場合には、その証明書
- ・ 職歴については、その職務期間及び職務内容を証明する書類
- ・ 研究歴については、その研究期間及び研究内容を証明する書類
- ・ 研究業績（著書、論文、作品等）については、その業績

裏面に続く

2. 提出期限

2025年5月16日（金）（必着）

3. 結果通知

2025年5月29日（木）に本人宛，郵送します。

4. その他

提出書類のうち，（4）「大学を卒業した者と同等以上の学力があると考えられる理由」を基礎づける資料について，返却を希望する者は，返信相当分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

神戸大学大学院法学研究科教務グループ

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

TEL(078)803-7234 FAX(078)803-7292

E-mail: law-kyomu-ls@office.kobe-u.ac.jp

<https://www.law.kobe-u.ac.jp/lis/overview/index-ls.html>